

公立大学法人山梨県立大学事務局無期雇用法人職員の労働条件に関する細則

(令和5年4月1日制定 法人第3222号)

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人山梨県立大学法人職員の無期転換に関する規程第5条の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学基本規則（以下「基本規則」という。）第21条に規定する事務局又は基本規則第31条の2に規定する教育改革推進室に在籍する無期雇用法人職員（以下「事務局無期雇用法人職員」という。）の労働条件に関し必要な事項を定める。

(職務内容)

第2条 事務局無期雇用法人職員は、法人職員としての豊富な実務経験又は高い専門性を必要とする業務に従事する。

(基本給の決定)

第3条 事務局無期雇用法人職員の基本給の額は、別表に定める額とする。

(就業規則の適用)

第4条 事務局無期雇用法人職員の労働条件は、この細則に定めるもののほか、無期雇用法人職員となる直前に適用されていた就業規則によるものとする。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

事務職、司書

行政職給料表	月額 ※	毎年4月1日における 無期転換後の在職期間
1-19相当	216,521円	6月未満
1-21相当	219,605円	6月以上1年6月未満
1-23相当	222,895円	1年6月以上

※（給与規程別表第1～第3に定める給料月額（毎年4月1日時点のもの）+令和7年4月改正給与規程附則8の調整額）×（100%+地域手当率〔1.8%（ただし、令和10年3月31日までの間においては2.3%とする。）〕）〔円未満切捨〕を当該年度の単価として決定する。